## 別表

	川衣	ζ																																			
1	1000	- 入	札	の有	無	有						有					有					有						有									
工 事 名						令和6年度国補みずき野大日線 整備工事												R7汚水管渠路面復旧工事(農 集)					R7_	R7上水新設第1号工事					R	R7上水新設第2号工事							
٦	С	事	:	場	所	守谷市本町地内							守谷市本町地内						守谷市板戸井地内						守谷市野木崎地内						守谷市野木崎地内						
					期		1	契約日	日の3	翌日だ	から			多	契約日	の翌E	目から			契	約日の	の翌日	1から	)		į	契約日	の翌	翌日か	16		契約日の翌日から					
	<u> </u>							令和7	7年1	12月26日			   令和			]7年9月16日			令和7年10月31日							令和8	年1	月301	日		令和8年1月30日						
						쿀	 <b>美</b>		f	格		付	業		 種	,	——— 格	付	業	<u> </u>	 種	村	各	——— 付	業	<u> </u>	 種		格	付		業		<b>1</b>	格	·	+
Ź	\$	加	資	資	格	_	±:		-		S/A		<i>7</i> (	土		<u> </u>	С	.,	>1	· 土オ		- "	<u>-</u> В/		+					S/A						S/A	_
						<u></u>				3/ A									<u> </u>				水道施設 S/A						· 八旦旭故 0/八								
7	定	価格	(税	抜金	額)	¥62,000,000							¥2,200,000					¥3,600,000					¥43,000,000						¥52,000,000								
J	(	札	保	証	証 金 免除							免 除					免 除					免 除						免 除									
当	₽ :	約	保	証	金	有 (契約金額の1/10以上)						)	免 除					免 除					有 (契約金額の1/10以上)						有 (契約金額の1/10以上)								
						前	払	金	:	<b></b>	有(※1	)	前	払	金	:	無		前	払	金	:	Ħ	Ħ.	前	払	金	:	有	(※1)	前	扯	、 金	:	1	有(※1)	
3	ξ	払	;	条	件	部	分	払	:		無		部	分	払	:	無		部	分	払	:	無	Ħ	部	分	払	:		無	部	5	払	:		無	
						残	名	額	:	ţ	竣工払	ļ	残	客	頁	:	竣工扣	4	残	額	Į	:	竣コ	上払	残	ž	額	:	竣	建工払	残		額	:	ļ	竣工払	
看	E C	査		方	式	事後審査						事後審査						事後審査					事後審査						事後審査								
占	最低制限価格設定の 有無						有						有						有					有						有							
3	建設リサイクル法 の有無						有(※2)						無						無					有(※2)						有(※2)							
備 考						一般建設業許可業者については、 建設業法第16条を遵守し、その 旨の誓約書を申請時に電子入札 システムで提出すること。							上下水道課案件						上下水道課案件					上下水道課案件 一般建設業許可業者については、建設業法第16条を遵守し、その旨の誓約書を申請時に電子入札システムで提出すること。					、 子 そ	上下水道課案件  一般建設業許可業者については、建設業法第16条を遵守し、 その旨の誓約書を申請時に電子入札システムで提出すること。							

支払い条件※1 40%以内で支払う。但し、公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社の保証を条件とする。なお、中間前払金については、 有とし、前記保証事業会社の保証を条件とする。

建設リサイクル法※2 この工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が 義務付けられた工事である。

## 別表

נינ <i>ו</i>	<u>表</u>																									
電	子	入	札	の有無有											桂	1			有							
エ			事		名	令和 及び	17年. 「樹木	谷市 管理	5立中学 里業務【	·校除草 4校分】		令和7年度守谷市立小学校除草 及び樹木剪定管理業務【5校分】							令和7年度守谷市立小学校除草 及び樹木剪定管理業務【4校分】							
ェ		事	:	場	所			守谷	市内	中学校	Ē	守谷市内小学校							守谷市内小学校							
							<del></del>	契約 E	<b>ヨ</b> の	翌日か	) ်		1	契約日	∃の	翌日から			<b></b>	2約E	<b>ヨの</b> :	翌日から				
エ					期	令和8年3月31日(火)							<u>수</u>	和84	≢3丿	月31日(火	)		令	和84	∓3月	月31日(火)				
参		加		次	格	弟	ŧ	種		格	付	Į.	業	種	į	格	付	1	業	種	į	格	付			
梦		ᄱ		資	竹		造[	袁			-		造	遠		-			造	袁		_				
予:	定価	甛格	(税	抜金	額)		¥2,700,000						¥3,200,000							¥3,700,000						
入	치	L	保	証	金	免 除							免 除							免 除						
契	糸	5	保	証	金				免	除		免 除							免 除							
						前	払	金	:		無	前	払	金	:	無	ŧ	前	払	金	:	無				
支		払		条	件	部	分	払	:		無	部	分	払	:	無		部	分	払	:	無				
						残	客	湏	:	竣	工払	残	客	額	:	竣工	払	残	客	頁	:	竣工払				
審	季 査 方 式 事後審査							事後審査							事後審査											
最	低制		価料	各設定	己の				無	ŧ		無							無							
建	設り		イク f無	ル法	の	無							無							無						
		備	青	į																						

支払い条件※1 40%以内で支払う。但し、公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社の保証を条件とする。なお、中間前払金については、 有とし、前記保証事業会社の保証を条件とする。

建設リサイクル法※2 この工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が 義務付けられた工事である。